

公立大学法人長野大学 令和 3 年度年度計画



◆ 目 次

<重点取組事項> P1

第 1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	P1
1	年度計画の期間 (P1)	
2	教育研究上の基本組織 (P1)	
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	P1～P12
1	教育に関する目標を達成するための措置 (P1～P9)	
2	研究に関する目標を達成するための措置 (P9～P10)	
3	地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置 (P10～P11)	
4	国際交流に関する目標を達成するための措置 (P11～P12)	
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	P12～P13
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (P12)	
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (P12)	
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (P12)	
4	事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (P13)	
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	P13～P14
1	安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置 (P13～P14)	
2	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P14)	
3	経費削減に関する目標を達成するための措置 (P14)	
4	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P14)	
第 5	自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	P14～P15
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 (P14～P15)	
2	情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 (P15)	
第 6	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	P15
1	社会的責任に関する目標を達成するための措置 (P15)	
2	施設設備の整備に関する目標を達成するための措置 (P15)	
3	安全管理に関する目標を達成するための措置 (P15)	
4	環境への配慮に関する目標を達成するための措置 (P15)	
第 7	予算、収支計画、資金計画	P16～P19
1	予算 (令和 3 年度) (P16～P17)	
2	収支計画 (令和 3 年度) (P18)	
3	資金計画 (令和 3 年度) (P19)	
第 8	短期借入金の限度額	P19
1	限度額 (P19)	
2	想定される理由 (P19)	
第 9	重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画	P19
第 10	剰余金の使途	P19
第 11	施設・設備に関する計画	P19
第 12	人事に関する計画	P20
第 13	積立金の使途	P20
第 14	その他法人の業務運営に関し必要な事項	P20

＜重点取組事項＞

第1期中期計画で定めた重点事項に基づき、令和3年度年度計画の重点取組事項を以下のとおりとする。

【教育】

教養教育と専門教育、地域協働型教育を教育の柱に据え、「この地に生きる、教養ある職業人（新たな地域の創造に寄与する人材）」を育成する。また、新設した大学院の教育体制を整備する。

【研究】

地域課題を研究の主題とする大学を目指し、教員は、様々な地域課題に関係者と地域からのテーマ、資金導入等について協働で取り組み、研究成果を作り出す。

また、科学研究費補助金、各種寄附金、共同研究・受託研究収入など、公的競争的外部資金への応募にあたっての研究支援体制を整備するとともに、組織体制の見直しによる教員の負担軽減策など、研究環境の改善を行う。

【地域貢献】

地域と協働し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」を促進するため、地域の産業振興と持続的発展に寄与できる「ひとづくり」の実現を目指して創設した「地域づくり総合センター」の機能を強化し、産学官連携の推進を図る。

【大学運営の改善】

大学改革の実現に向けた具体的な取り組みを更に進めるため、学部・学科の再編、理工系学部の設置に向けたエビデンスとしての財政面、学生募集面、学生の送り出し面などのデータを整理する。また、理工系学部設置に向け、研究力強化の拠点として淡水生物学研究所を設置する。

法人の組織体制を強化し、業務方法書において規定する内部統制、コンプライアンスの強化に向け、各規程等に基づき、引き続き適正な法人運営を行う。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間

2 教育研究上の基本組織

年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科
大学院	総合福祉学研究科	

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容の改善

- ① 教員同士の相互研鑽の場である教育実践交流広場において、コロナ禍におけるオンライン授業やアクティブラーニングの実践など、教育上の課題を共有するとともに、授業アンケート、FD委員会における授業改善活動を通して、教育の質的改善と質保証を図る。更に、オンライン授業におけるデジタルコンテンツ等の質の向上を図る。

- ② 非常勤教員とも意思疎通を図り、コロナ禍におけるオンライン授業やアクティブラーニングの実践等について情報共有し、教育の質的改善と質保証に取り組む。

【教職センターの取組み】

- ③ 地域貢献の一環として地元小中学校へ教職課程履修生を派遣し、学校支援ボランティア活動を実施する。
- ④ 玉川大学との協定のもと、小学校教諭2種免許取得を目指す教職課程履修生のサポート体制を整備する。
- ⑤ 教員免許更新講習は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止とするが、更新講習を実施している中核都市（長野市等）の大学に本学教員を講師として派遣する。

（ア）教養教育

全学部において、初年次ゼミナールを必修科目として設定し、多面的・総合的な視点で考えるべき地域の問題や課題に対し、教員や学生同士で共に議論する「対話的討論」を行い、直面する課題を自らの力で考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を養成する。

また、本学における教養教育の理念を実現するため5系列（「論理と思考」「地域と世界」「歴史と未来」「身体と感性」「外国語」）の科目群で再編成した全学共通の「教養教育」について、令和3年度カリキュラムより開始する。

【大学教育の充実と整備】

- ① オンライン授業においても、グループワークなどのアクティブラーニングの実践が可能であることから、教育実践交流広場等で検証しながら、オンライン教育の質的改善と質保証を実践する。
- ② 初年次ゼミナールの取り組み等を通して、学生自らの関心・意欲を喚起するとともに、教養教育の目標に掲げる知識、理解力、思考及び判断力を身につけた人材を育成する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外留学は困難な状況にあるが、海外留学希望者への「リモート海外留学」体験など、日常的に学生が英会話に触れる機会を設ける。
- ④ TOEICや中国語検定HSKなど、外部検定試験の高スコア取得者には本学の資格取得奨学金制度により奨励し、学生の語学レベルのアップを図る。

（イ）専門教育

各学部が設定したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく教育を実施するため、各教員は担当科目における各ポリシーとの整合性をシラバスに明記し、授業を展開する。

【総合福祉学研究科の教育目標】

大学院の開設初年度（令和3年度）は、「地域課題を主題とする研究の深化」と、「研究成果の教育への反映と地域活動への還元」を基に大学院生の教育にあたり、必要な授業運営体制（授業内容の充実等）を整備し、大学院カリキュラムの向上に努める。更に、学期毎に「授業アンケート」を実施し、その成果を確認し、その結果の検証を行うことにより、大学院カリキュラム全体の向上に繋げる。

【社会福祉学部教育目標】

- ① 主に2年次から展開される専門教育において、ミクロ（個人、家族）・メゾ（組織、施設）・マクロ（制度、政策）レベルの専門知識及び技術力を身につける科目を配置し展開する。
- また、上記に加え、長野県内の福祉施設などの団体・機関で実施する福祉サービスを体験的に学ぶ「社会福祉基礎実習」を実施する。但し、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に引き続き、オンラインでの実施も視野に、調整する。

- ② 「実習」とその事前準備や振り返りを行う「演習」、専門的知識を修得する「講義」との連動した流れで教育を展開することにより、顕在化する多様な福祉課題への理解を深め、福祉や教育現場で必要となる知識・技術を身につける。

【環境ツーリズム学部】の教育目標

- ① 2年次から展開される専門ゼミナールを中心に、地域社会に根ざした体験型の学びを展開することにより、歴史、文化、自然等の地域資源を活用した観光、ビジネス、地域づくりを展開する能力を修得させることを通じて、持続可能な地域社会の発展に寄与する人材を育成する。
- ② 地域を研究のフィールドとし、課題解決を志向し、自ら考え実践的に学ぶことを通して、コミュニケーション力、相互理解により協調して働く力、臨機応変に対応する力、課題を契機とした不断に自己成長する力を醸成する。

また、専門ゼミナールに加え、地域協働教育を推進するため、地域調査演習、自然調査演習、フィールド実習ゼミナール等を開講する。今年度は、日本遺産認定などの上田地域の新たなトピックや課題を踏まえ、地域協働型教育を推進する。

【企業情報学部】の教育目標

- ① ゼミナール科目の「プロジェクト研究」を中心に、実際の地域社会の課題に関するテーマを設定し、問題解決に取り組む「プロジェクト型学習」を展開することにより、企業や組織から必要とされる問題解決能力やビジネスシーンに必要な専門知識、発想力、コミュニケーション力を養成する。
- ② 学生自身が実際の地域社会の問題解決に向けた提案や、独自の技術を開発して社会に提供するなど、地域社会と連携した実践的な活動を体験させることで、学びの効果を高める。更に、複数のゼミで進める共同プロジェクトも立ち上げる。
- また、「プロジェクト型学習」を支える講義科目として、教養教育と専門教育をバランスよく受講させることにより、専門知識だけではなく幅広い思考力の習得を目指す。

(ウ) 地域協働型教育

学生の健康と安全を前提に新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、フィールドワークやプロジェクト型学習など、各ゼミナールで展開している活動を推進する。

また、教員、学生を中心に小中高との協働による地域貢献活動を展開する。

【まちなかキャンパスでの協働の取組】

上田市が設置した「まちなかキャンパスうえだ」と連携し、地域住民や企業、行政、NPO等との協働による教育を展開することにより、地域課題を発見し解決する力を習得させる。

イ 授業内容の改善

(ア) F D活動の促進

教育効果や学生の満足度を高める授業展開の実現（特に学生が主体的に学ぶことができるよう、アクティブラーニングなど多様な授業方法の選択）に向け、F D研修会などを通じて、その手法や必要性を共有する機会を設定する。

(イ) 授業評価アンケートによる改善

- ① 学生に対して、WEBによる「授業アンケート」を年2回実施する。授業改善策に対する効果、PDCAサイクルが機能しているかななどの結果を分析・評価し、不断の改善を行う。
- ② 「授業アンケート」に記載された課題や改善点など、学生の声を授業改善に繋げるため、授業アンケート結果の内容を基に、各学部（専攻、コース毎）で「授業改善検討会」を実施するとともに、F D委員会はその検討結果を報告書として学内に公開する。

- ③ アンケートの方法、内容、活用方法の検証のほか、市議会等からの指摘事項についても真摯に受け止め、対応を検討し改善する。

(ウ) 成績評価システム、及び履修体系の整備

【履修系統図、ナンバリングの導入】

前年度に作成した履修系統図の形式や見やすさ、理解しやすさなど精査・修正したうえで、学生に開示する。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の採用と評価の実施

(ア) 教員の採用

理工系学部の設置、既存3学部の再編案を踏まえた人事採用計画を策定する。

(イ) 教員の評価

全教員を対象とした年度別業績評価の新たな基準、要綱、細則に基づき、教員業績評価を実施する。

各教員は、前年度の評価結果を踏まえて作成した次年度計画に基づき業務を遂行し、業務の達成等について評価する体制を構築する。

(ウ) 教員の資質向上

- ① 研究業績を積み上げるため、各教員は毎年、研究計画に対する自己評価を行い、次年度の研究計画に反映させる。
さらに、論文数等の大学別ランキングなど客観評価の指標も参考にしながら、大学全体の研究の質と量を向上させる。
- ② 研究者同士の積極的な意見交換と情報共有による研究活動の活性化を促進するため、定期的に研究交流広場を開催する。また、学内外で活躍している研究者を講師に迎えた学内研究会を開催し、研究者同士の積極的な交流を進める。
- ③ FD活動の一環として、教員の資質向上と授業改善を主たるテーマにした教育実践交流広場を年間2回実施（参加者総数60人以上を目標）し、優れた教育実践についての共有化や、公立化後の学生の学力等の変化に対し個々の教員がどのように工夫を凝らして対応しているかなどについて情報交換を行うとともに、教員同士の相互研鑽を促す。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の状況により、市民開放授業やゼミナールの成果報告会等を開催する。

イ 教育環境の整備

(ア) スチューデントアシスタント制度の充実

従来のSA制度は対面授業を前提としていることから、オンライン授業でも効果的に利活用できるよう充実を図る。

(イ) カリキュラムの見直し

カリキュラムに対する要望や意見を具体的に聴取できるよう、各種アンケート調査の内容を工夫して実施する。また、調査結果の要望・意見は関係部署で共有を図り検証し、適宜カリキュラムの見直しに反映する。

(ウ) キャンパスミーティングの実施

キャンパスミーティングを前後期に各1回、計2回実施する。学生と大学の意見交換のプロセス

は確立しつつあるため、ミーティング後の意見反映プロセスを明確にし、全体的な手続手順を確立させ、「大学共創の場」としての機能を高める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 心身の健康保持支援

学生の心身両面の支援のため、引き続き主任相談員と保健師を中心とした、学生相談室と保健室の質的強化及び連携強化を図る。相談員・保健師は、支援に必要な能力向上のための研修会等に参加させ、研鑽を積ませる。

学生の健康診断については、引き続き受診率の向上に取り組む。胸部レントゲンは、他大学の事例を参考として1年生と4年生及び福祉実習予定学生を対象を絞って実施する（内科診察等は全学年を対象に実施）。

また、前年度の実績や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて「身体とこころの健康チェック」の内容を見直し、学生の心身両面の状況把握に努める。

(イ) 学修支援

総合型選抜入試の入学予定者に対して入学前学習を実施する。また、新入生のスタートアップ支援を目的としたオリエンテーションを学生（オリエンテーションリーダー）の協力を得ながら実施する。学生の個別支援については、各学部で実施する学生支援検討会で学生個別の情報を共有し、個別支援につなげる。

図書館の更なる利便性を高めるため、学生・教職員の意見を聴取しながら、図書（推薦図書・指定図書）と各種データベースの充実を図るとともに、レファレンスサービス（学生が教育・研究・調査において必要な情報を求めた際に、職員がそれらの検索・提供を支援）等を行い、教育研究環境・学生の自主的な学修環境の整備、充実を図る。また、デジタル図書館としての機能強化に向けた検討も進める。

(ウ) 課外活動支援

学生のサークル活動の適正化を図るため、学生の自治に配慮しながら、サークルの公認や会計報告等の一定のルールを設け、規程を整備する。また、報告書や申請書のフォーマットの提供など、必要な支援を行う。

トレーニングルームの機器の使い方について講習会を実施し、安全で正しい使い方を指導し、学生の課外活動活性化と健康増進に結びつける。

夢チャレンジ制度については、新型コロナウイルス感染症の状況次第であるが、4月募集で実施予定とする。コロナ禍の状況を踏まえ、例年以上に様々な手段を講じ、募集活動を行う。

強化指定部（女子バレーボール部、女子バスケットボール部）は今年度をもって廃止する。令和4年度以降は一般サークルとなることから、円滑に移行できるよう必要な支援を行う。

学生に対する表彰制度（課外活動表彰、学長表彰）により学生の課外活動の活性化と奨励を進める。

(エ) 学生・卒業生アンケートの実施

学生からの意見・要望を汲み上げるため、キャンパスミーティングや卒業生からの意見聴取（卒業生アンケート等）を行い、これらの結果から教育環境や学生支援等の改善に向け検証し、関係部署との情報共有を図る。

(オ) 学生への情報伝達体制の整備・構築

学生の災害時等の危機管理のために、新入生に向けて災害対応マニュアルを作成し配布する。ま

た、新型コロナウイルスの感染症対策等の連絡は、危機管理の視点で状況に応じて実施する。

(カ) 学生支援の充実による退学率の減少

各学部で学生支援検討会を実施し、個別の学生支援につなげるとともに、学生の状況次第で学生相談室等も関わり、包括的支援を行う。また、学生相談室と保健室が協働し、学生の心身両面の状況の早期把握に努める。

【学生の計画的学習】

- ① 令和元年度より、本学において運用を開始したGPA制度を推進し、学期末において当該年度のGPAが1.5未満、かつ累計GPAが1.5未満である学生の情報を各学部の「学生支援検討会」に開示したうえで、アドバイザー教員により必要に応じた学生生活指導又は履修指導を行う。
- ② 計画的な履修と確実な単位修得を促すため、履修制限単位数の設定(CAP制)を設定する。
- ③ GPA制度の運用開始前に入学した4年生以上(平成30年度生まで)の学生においては、各学期で単位修得できなかった単位があった場合、一定の範囲(4単位以内)で次学期に履修制限単位数を超えて履修登録(追加)が行えるように対応する。また、1～3年生(令和元年度生から)の学生においては、GPAに応じた履修上限単位数を設定しGPAが2.0未満の学生は履修追加を認めないなど、学生の計画的な履修と確実な単位修得を促す。

【主体的な学習の実施】

- ① 各学部においては、初年次ゼミナールを必修科目として設定し、「地域協働型教育」の実践や「対話的討論」「文献研究」などを行うことにより、主体的、能動的な学びを習得できる教育を展開する。
- ② 学生が主体的、能動的に学びを進め、今後の進むべき方向性や自らの仕事のありようについて考えるために、アクティブラーニングを取り入れた授業の展開や、各ゼミナールでのプロジェクト、実習、インターンシップを推進する。

イ 経済的支援

「高等教育の修学支援新制度」について、学生に漏れなく周知を図りながら、該当者が確実に申請できるよう支援を行う。

また、学修意欲の高い学生の活動支援の充実のため、引き続き特待生制度を実施する。また、新設した大学院の学生に対しても、特待生制度が適用されるよう制度の見直しを行う。

ウ 障がいのある学生支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で定められている合理的配慮や、障がいのある学生の多様なニーズに対応するため、教職員対象の研修会等を実施し、教職員の見識を深め、支援力向上を図る。

また、聴覚障がいのある学生を支援するため、ノートテイクの能力向上に向けた勉強会を実施する。

「障がいのある学生との懇談会」は聴覚障がいのある学生が多い現状を踏まえ、適切な形で実施する。

エ 就職支援

(ア) 就職指導体制の整備

学生が低学年のうちから、自己の将来を意識し、方向性を定め、就職の目標に向けた具体的な準備や取組みができるような就職活動指導を行うことにより、就職決定率及び卒業生に対する就職者・進学者の割合等の目標を達成する。

また、引き続き、関係する諸事業（インターンシップ等の職業観養成科目、試験対策等の講座、ガイダンスやセミナー等の就職支援イベント）の内容の見直しと拡充を図る。

【課題解決型プロジェクトの推進】

企業、自治体、団体、住民と連携した課題解決型のプロジェクトを継続し、各教員の取組の推進を図る。

【キャリアガイダンス及び資格取得講座等の実施】

- ① 職業観養成科目「キャリアデザイン論」「職業選択と生き方」「若者と労働」や、低学年を対象としたキャリアガイダンスを通じて、学生の職業観の醸成を図る。
- ② 特別コースや各種試験（資格・検定の取得、国家試験等）の合格に向けたキャリアデベロップメントプログラムについては、学生のニーズを確認し、必要に応じて内容の見直しを行う。
- ③ オンラインによるキャリア講座を始動する。

【インターンシップの充実】

- ① 実習を通して働く意味を考え、職業選択に役立てるといった本来のインターンシップの目標が達成できるよう企業との連携を深める。
- ② 正課外のオンラインインターンシップの実施状況を確認しながら、コロナ禍における正課のインターンシップの実施方法について検討を進める。
- ③ 商工会議所、企業等と連携し、インターンシップ協定先の件数を、現在の10件から3件増やし13件にする。
- ④ 地元関係団体と連携し、低学年のうちから地元企業を知る機会を設定する。
- ⑤ インターンシップガイダンスを開催し、長野県インターンシップ制度等を活用した県内及び海外での就労体験の機会を提供する。

【履修支援の整備】

学生が自身の成績を把握し、将来を意識して、目標を持って学びや生活ができるようにするために、GPA制度を活用（大学院進学及び企業の大学推薦）した履修支援を行う。また、学生には、ガイダンスや個別面談での意識づけを行う。

【きめ細かな就職支援の実施】

- ① 学生が苦手とするマナー等については、丁寧に支援を行う。また、オンラインに対応した講座も開講する。
- ② キャリアガイダンス、就活ゼミナールでは、就職活動に関する知識や技能に偏ることなく、学生が自身の生き方を考え、目標をもちながら就職活動を進めることができるように支援する。
- ③ 学生にとって身近な卒業生や、採用担当者を招聘する機会を設ける。

【企業説明会等の開催】

- ① 「業界・仕事研究セミナー」、「個別企業説明会」を開催する。業界・仕事研究セミナーにおいては、学生が業界・企業・事業・仕事など、広く理解することや、各学部の学びを重視した内容や構成に努める。県外出身の学生が増加したことを受けて、開催方法や内容は必要に応じて見直す。個別企業説明会においては、県内及び上田地域定住自立圏域内の企業、組織を招聘し、学生に地元企業の魅力を伝える。
- ② 地元企業への学生の認知度向上を図るため、上田地域定住自立圏域内の商工・経済団体等との連携により、学生の地元企業見学会等を開催するとともに、上田信用金庫と連携し、地元企業の説明会等を開催する。

【大学院進学支援】

- ① 大学院の進学に向けたアドバイザー教員による学生への研究計画策定支援、口頭試問対策支援及び専門試験対策支援を行う。
- ② 大学院合格者報告会を開催し、進学を目指す学生へ低学年から情報を提供する。
- ③ 本学大学院を目指す学生に対する支援を行う。

【相談支援の充実】

- ① 就職活動を行う学生の状況把握とそれらを踏まえた動機形成、各種案内、面談対応などのキャリア支援を行う職員を適切に配置する。
- ② 教職員相互に連携しながら、就職決定までの定期的な学生の状況を把握するとともに、学生の質の変化に対応するため、学生が求める確実な支援となるよう、学生アンケート等から検証する。

（イ）企業・組織との連携強化による地域人材の育成と輩出

【企業情報の収集と学生への提供】

- ① 地域社会の人材ニーズを教育活動に反映するため、大学入試説明会や高校訪問における情報交換、業界・仕事研究セミナー、個別企業説明会、インターンシップ報告会等で情報交換を行う。これらの情報交換を通して、企業・団体など地域社会で必要とされる「知識・能力・姿勢等」を把握する。
- ② 収集情報は、関係部署で共有し、必要に応じて教育内容等に反映させる。
- ③ 地元企業のインターンシップ説明会を開催し、学生が低学年のうちから地域の企業・団体等の事業や業務の内容を理解できる機会を提供する。

【地域と連携した学生育成】

- ① 産学連携プロジェクトは、現在連携している企業等との関係性の強化や、継続的な事業展開への思考といった関係深耕や継続性の視点を重視し、教育内容の充実を図る。
- ② 福祉実習報告会、インターンシップ報告会、業界・仕事研究セミナー、企業説明会、企業見学会（職場見学会）の開催は、学生が地元企業・団体等を知るための重要な機会と位置づけ、学生が将来の生き方を考え、業界・企業・事業・仕事を具体的にイメージできるような内容にブラッシュアップする。
- ③ 学生育成のため企業等の関係者との意見交換の場を設定する。

【学生への地元企業の魅力伝達】

- ① 企業訪問及び企業等が来学した際に、求める人材像等を確認し、キャリアガイダンス、個人面談、就活ゼミナール等で学生に情報を提供する。
- ② 就職活動を行う学生の状況把握とそれらを踏まえた動機形成としての各種案内、面談対応などのキャリア支援の際に、積極的に地元企業の魅力を伝える。
- ③ 県内、及び上田地域定住自立圏域内の企業、団体等を招聘し、地元企業の魅力を伝えるとともに、上田地域定住自立圏域内の商工・経済団体等と連携した、地元企業見学会等を推進することにより、地元企業への認知度向上を図る。

（ウ）企業・組織等アンケートの実施

- ① 教育内容の改善や就職支援等に役立てるため、企業・団体等に対し、本学に求めるものなどについての聞き取りを進め、引き続きアンケート調査を実施する。
- ② 企業等から聴取した内容については関係部署で共有し、学部教育への反映について検討する。

- ③ 卒業生の企業等への在籍（定着）状況を確認するために、新たに調査を実施する。また、企業等の卒業生に対する評価や学生に求めるものなどについて新たに調査を実施する。

学生支援に関する指標

ア 就職決定率（就職者数÷就職希望者数×100）：95%以上

イ 卒業生に対する就職者・進学者の割合（（就職者数+進学者数）÷卒業生数×100）：88.8%以上（公立大学同系統の数値）

＜参考＞公立大学同系統の「卒業生に対する就職者の割合」は、88.8%（出典：大学の真の実力情報公開BOOK 2016）

ウ その他、学生支援に関しては、以下の指標等も設定し、学生支援の方策の有効性を評価する。毎年度、各指標の結果を分析し、翌年度の年次計画に改善策を盛り込む。

（ア）退学率（令和2年度数値以下）

（イ）長野県内就職率（長野県内出身者の割合を上回ることを目標に）

（ウ）上田市内（上田市内出身者の割合を上回ることを目標に）

（エ）定住自立圏域内（定住自立圏内出身者の割合を上回ることを目標に）

（オ）Iターン（長野県外出身者が長野県内に就職）就職者数（25%以上を目標に）

※Uターン（長野県外出身者が出身地に戻り就職）就職者数などの目標については、状況を確認しながら次年度以降に設定する。

（4）学生の受け入れと入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受け入れ

（ア）コロナ禍における受験生の動向を把握するとともに、本学の魅力を伝え、アドミッションポリシーを理解してもらえよう、これまで以上に対面による学生募集の機会（入試説明会等）を充実させる。

（イ）コロナ禍の状況に配慮し、リモート等を駆使したオンラインによる広報活動を充実させ、大学紹介の動画配信など、県外の受験生にも対応できる学生募集活動を展開し、意欲のある人材を積極的に受け入れる。

イ 入学者選抜

（ア）多様な学生を受け入れるため、令和3年度の入試状況及びコロナ禍における受験生の動向を踏まえながら、本学が求める学生を選抜できるよう学生募集活動を推進し、特徴ある入試を実施する。

（イ）前年度の入試改革やコロナ禍で大きく変化した令和3年度入試の結果について、分析を行い、意欲の高い学生を確保できるよう各入試区分の募集定員や入試内容を改めて検討する。

（ウ）地方会場における入試の実施にあたっては、地元志向・安全志向と言われていた令和3年度入試状況、これからの動向を踏まえ、適切な地方入試会場を設定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究水準の向上

- ① 長野大学研究助成金制度については、学長裁量で配分できる競争的研究費に位置付け、さらに拡大を目指すとともに、研究成果発信の取組を強化する。また、地域連携による共同又は受託研究を推進する。

- ② 財務省から管理委託契約を受けている土地、建物等の取得を目指し、淡水生物学研究所として本学附属機関に位置付けて開設する。研究所の基本構想の実現に向けた事業を開始し、共同利用施設としての環境整備を進める。

イ 研究活動の活性化と研究成果の普及

- ① 科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施し、「科学研究費補助金」等競争的外部資金の申請数を増加させる。
- ② 教員の研究活動や研究成果、論文等の実績把握のため、紀要を発行する。
- ③ 教員業績の管理、発信にかかる課題を整理し、教員業績の把握に努める。

(2) 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 研究支援体制の強化

教員の競争的外部資金新規申請率を向上させるため、科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対しての個別面談、申請書添削等の支援を実施する。

イ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づくコンプライアンスの徹底

専門家によるコンプライアンス・研究倫理研修会を今年度も継続的に開催するなど、コンプライアンス啓発に関する情報を学内で共有し、高い倫理観の醸成に積極的に取り組む。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア「地域づくり総合センター」の役割の強化と「地域課題の解決システム」の構築

(ア) 地域づくり総合センターの意義や役割を伝える案内書や年報、具体的な取り組みを紹介する広報紙（センターニュース）を発行するとともに、ホームページからの情報発信を充実させる。特に、本学で取り組んでいる地域協働型の活動情報を集約・可視化し、積極的に発信する。

(イ) 地域協働プロジェクトの推進や協定締結団体等との意見交換の場の設置を通して、産学官地域連携推進体制のあり方を検討するとともに、以下の事業を推進する。

- ① 地域の総合的課題にかかるプロジェクトとして、「知財活用プロジェクト」、「信州上田学」事業等、現在取り組んでいる事業を継続する。また、当該プロジェクトの基盤となる地域の知の情報を集約・活用するプラットフォームの整備を推進する。
- ② 学生の主体的活動を支援するため、それらの活動情報を集約し、地域づくり総合センターの媒体等を利用して、広く発信する。
- ③ 地域人材育成プログラムとして、「上田市地域づくり人材育成講座」や「上田市日本遺産事業」を活用したプログラムの開講を検討し、地域人材育成を目的とする新たな市民講座プログラムを創造する。
- ④ 地方自治体等からの委員委嘱を通じて、政策提言や計画策定支援を行う。

イ 連続講座・公開講座の充実と「まちなかキャンパスうえだ」の活用

市民サービスの充実を図るため、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら市民講座を開講する。また、地域のニーズや課題に対応した新しい市民講座の内容について検討する。

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

ア 「地域を担う若者」の受け入れ

引き続き、総合型選抜入試で上田地域定住自立圏優先枠、学校推薦型入試で県内優先枠を設定し、受験生の動向を見ながら、地元の生徒を確保できるよう必要な措置を講ずる。

イ 「地域で活躍する人材育成」の仕組み

- ① 対話的討論を基本とした初年次ゼミナールを展開することにより、学生自身が直面している課題を自らの力で考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を養成する。また、地域や組織のなかで、リーダーシップを発揮しながら高い専門性と問題解決能力を持った人材を育成するため、学部ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた専門教育を展開する。
- ② 新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、地域協働型教育をはじめ、フィールドワークやプロジェクト型学習など各ゼミナールで展開している活動を推進する。

ウ 「地域の企業・団体等に送り出す」仕組み

大学・入試説明会、業界仕事研究セミナー及びインターンシップ報告会等において、地域社会の人材ニーズについての情報を収集し、関係部署、関係学部で共有しながら教育活動等の改善に活かす。

(3) 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関と大学教育との連携強化

(ア) 小学校・中学校・高等学校との連携

信州上田学事業など、地域づくり総合センターで取り組む地域協働プロジェクトと連携させながら、小中高大連携事業を推進する。

(4) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

ア 産業界・地域団体との連携

(ア) 産業界・地域団体との連携協定に基づいた事業推進を図る。また、連携協定団体等との意見交換の場を設け、地域ニーズを把握する。

(イ) researchmap（科学技術振興機構）の利用情報の更新を徹底し、常に最新の研究者の情報発信を進め、ネットワーク構築に努める。

(ウ) 受託研究等を推進するため、ホームページ等を活用して本学の産学官連携ポリシー及び知的財産ポリシーを学内外に周知し、大学シーズと地域ニーズのマッチングを図るとともに、信州 TLO などの学外の関係組織との連携を検討するなど、学内の推進体制を補完・強化する。

イ 地方自治体等との連携

(ア) 上田市との協働事業の実施を通じて連携強化を図るとともに、地域連携分野に広げた定期的協議の場の設定について、引き続き協議する。

(イ) 連携協定団体等との意見交換の場を設け、地域ニーズを把握する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外学術交流協定大学との人材交流

ア 留学生の受け入れ

- ① これまで本学に留学生を送りだしている日本語学校等を訪問し、入試情報を積極的に広報する。
- ② 留学生の就職活動に対しては、初回面談から継続して面談支援・個別相談支援を行うとともに、地元企業の説明会等の案内を行い、留学生の採用に意欲的な企業・団体等について理解が深められるよう支援する。

イ 新たな学術交流協定の締結と国際社会で活躍できる人材育成（海外研修・留学の推進）

クライストチャーチ工科大学と醒吾科技大学との協定締結を目指し協議を継続する。

(2) 留学生への支援体制の充実

引き続き、留学生が不安なく学生生活を送れるよう、学修環境や出入国や在留資格認定証明書交付申請等の支援を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な運営体制の構築

ア 新理事長、新学長のもと、迅速な意思決定と実行力のある組織体制を構築する。また、学長学部長会議の機能強化等を行うなど、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、ガバナンス改革に取り組む。

イ 学長主導による、理事長、学長、常任理事、事務局長等による打ち合わせの頻度を増やし、具体的な政策形成を推進させる。

ウ 重要な会議（理事会等）の議題については、あらかじめ全部局長により内容等を確認する場（課長会議）で協議することにより、議題の精査を行う。

(2) 自主的・自立的かつ効率的な運営体制の構築

ア 引き続き、戦略的な事業について、学長サイドに学部学科再編室を移し強化するとともに、特に学長の強力なリーダーシップにより推進を図る。

イ 引き続き、内部監査を実施するとともに、令和元年度及び令和2年度監査において指摘された事項の改善状況を検証する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学科編成の見直し

理工系領域の学部学科を設置するため、学部学科再編準備委員会を中心に、地域ニーズや国等の動向を踏まえながら、必要な検討を早急に進める。

また、既存3学部の改革については、前年度作成した改革案に基づき引き続き検討を進め、具体的、現実的な学部概要及び改革スケジュールを早急に策定する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な人事制度の構築

教員の働き方として、組織の簡素化等により管理運営業務に従事する時間を減少させ、教育・研究業務への従事時間を増加させるなどの課題に取り組み、裁量労働制の導入に向けての協議を進める。

(2) 教員業績評価制度の構築

教員業績評価結果により、インセンティブを付与する仕組みを導入する。

また、事務職員の評価制度の導入に向け、評価者研修・被評価者研修等を計画する。

(3) 職員の資質向上に関する取組

職員研修に関する年度計画を策定し、計画的なSD（スタッフ ディベロップメント）を推進する。また、新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、研修会への派遣（オンラインによる受講）等を行う。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 中期計画の見込評価結果を踏まえ、第2期中期計画において実施すべき事業の洗い出しを行う。
- (2) 人件費削減を念頭に、事務業務の機械化（A I 化）、外部委託化についての検討を進める。
- (3) 若手事務職員による業務改善の提案内容等を踏まえ、各部署横断のプロジェクトチームにより業務改善事業を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

(1) 組織の見直し

ア 学部・学科再編の検討

引き続き、様々な能力や意欲のある学生を受け入れられるよう志願状況や入学者の成績の追跡調査を行い、これまでの追跡調査を踏まえ、今後の学部・学科再編に向けて、学生募集及び入学者選抜の方針についても検討を続ける。

イ 適正な入学定員の見直し

志願者増のために必要な施策を行う。一方で、定員管理については引き続き厳格に行う。

(2) 志願者増加と入学定員の確保

ア 学生募集活動

【間接広報の充実】

コロナ禍においても本学の特徴や学びの内容を広く周知するため、前年度実施したオープンキャンパスでの大学紹介や大学院説明会・シンポジウムの映像配信といったオンラインによる情報発信を引き続き充実させる。

【直接広報の見直し】

直接広報は、新型コロナウイルス感染症に配慮し実施する。状況に応じてリモート等オンラインを利用した間接広報を取り入れながら、より効果的な学生募集活動を展開することにより、志願者の確保に努める。

近隣の高校及び高校生への情報提供については、可能な範囲で対面により実施できるよう高校訪問の実施形態や内容を工夫する。

また、安定した志願者数を確保するため、一般選抜志願者に向けた情報発信についても創意工夫を図るとともに、適切な試験会場を設定する。

イ 大学広報

【大学広報】

約10年間運用してきたホームページをリニューアルし、機能強化を図るとともに、運用体制も見直す。また、ゼミナール等で個別に発行する冊子等については、地域づくり総合センターを窓口にして集約し、広報媒体として活用する。

【地域への情報発信】

公立化後4年間の取り組みについてホームページ等を通じて議会や市民に説明するとともに、中期計画の見込評価結果を踏まえて、次期中期計画を見据えた行動計画の策定とその公表を検討する。

大学院設置を広く周知するため、記念行事を実施するほか、上田地域産業展において、本学の取り組みについて周知する。

【シンボルマーク等の策定】

教職員・学生・学外者がシンボルマークを使用するための制度を定めるとともに、適切な運用体制を整備する。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

学生納付金を適切な額に設定することについて、引き続き検討を行う。また、受益者負担の原則に基づき、実習費等の実費徴収を検討するとともに、自己収入の増加に向けた取組を行う。

- (1) ホームページの活用を強化するなど、コロナ禍を踏まえた募集活動を展開するとともに、寄附金事業の具現化や寄附手続きの簡略化により寄附の拡大を図る。
- (2) 外部資金等の募集情報を積極的に収集し、教員に迅速に提供するなど、申請に当たっての内容の説明や申請書類作成支援を行い、研究支援の体制を強化することにより、科学研究費助成事業のほか各種補助金、各種寄付金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金獲得を図る。
- (3) 将来的な学部統廃合や、理工系学部設置の際に、安定した収入が確保できる定員設定が必要であることから、将来に向けた財政シミュレーションの精度を高める。
- (4) 大学院設置等に伴う料金設定の見直しを踏まえ、必要な規程の改正等を行う。

3 経費削減に関する目標を達成するための措置

- (1) 予算については、学部毎等のセグメント化による予算管理を行い、適切な予算執行を行う。また、コロナ禍を大学の経営健全化の奇貨とし、業務の効率化、省力化を推進し、管理経費の削減等を図る。
- (2) 定員管理と人件費の抑制

ア 定員管理

大学改革を踏まえた教員採用人事計画を策定する。

年度末退職の再雇用職員、専門職員の代替者として、年齢構成を考慮し優先的に新卒者等の若手事務職員を雇用する。

イ 人件費の抑制

業務の見直しや効率化による超過勤務手当の削減、他の公立大学にはない手当の廃止等の見直しに着手し、人件費抑制に繋げる。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 安全かつ効果的な資産の運用

資産の実態を常に把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。

(2) 地域への施設開放

コロナ禍終息の際には、グラウンドなどの体育施設から施設開放する方向で進める。感染防止が徹底され安全が確認できる場合に限り、屋内施設についても順次開放を目指す。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 学内における自己点検・評価体制の整備

令和4年度受審予定の機関別認証評価に向け、公立大学協会が立ち上げた大学教育質保証・評価センターに加入するとともに、自己点検評価委員会の体制を強化し、評価センターに提出するポートフォリオの作成を行う。

（２）外部評価の活用

上田市公立大学法人評価委員会による業務実績評価結果の指摘を踏まえ、教育研究活動や業務運営活動の見直しに取り組むとともに、次期中期計画策定にあたっても評価結果を活用する。

（３）自己点検・評価の公表

中期計画の見込評価結果を公表する。

２ 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

財務レポートや、私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ、高等教育の修学支援新制度における「大学等における修学の支援に関する法律第７条第１項の確認に係る申請書」等、公立大学として社会に説明責任を果たすための情報公開を着実に推進する。

第６ その他業務運営に関する目標を達成するための措置

１ 社会的責任に関する目標を達成するための措置

引き続き、コンプライアンス啓発と、不正が生じない組織体制づくりを行う。

２ 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

- （１）「インフラ長寿命化行動計画」を基に、優先順位付けを行い、施設を整備する。
- （２）理工系学部設置に向けて、新たな研究棟建設に伴う基本設計に着手する。
- （３）学内の情報システム等を適切に運用するために、以下の事業を実施する。
 - ① ＩＣＴセキュリティ対策として、情報セキュリティポリシーの策定と関連規程の整備を行う。
 - ② 学内ネットワークの適正な運用・強化を図るために、基幹システム（コアスイッチ等）を更新する。
 - ③ 学生から要望のあるスマートフォン等の端末による学内無線 LAN の利用について、サービスの導入に向け、安全確認等の検討を行う。
 - ④ 授業及び会議等において支障なくオンラインで実施できるよう、学内システムの適正な運用に努める。

３ 安全管理に関する目標を達成するための措置

- （１）リスク管理に係る見込評価結果を踏まえ、第２期中期計画期間中における内部監査計画の検討に着手する。
- （２）安全衛生管理に関する研修会を開催する。
- （３）個人情報の適切な管理に向け研修等に参加するとともに、学外向けホームページの更新を行う。
- （４）ハラスメント防止に向けた研修会の開催とともに、苦情などの相談体制について強化する。
- （５）産業医の位置づけ、機能を強化し、教職員の健康管理の徹底を図る。

４ 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

タイマー機能により空調の消し忘れを防止するなど、引き続き省エネルギーに取り組む。

第7 予算

1 予算（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2 7 7
自己収入	1, 0 4 1
授業料等及び入学検定料収入	1, 0 1 8
雑収入	2 3
受託研究等収入	4 9
寄附金収入	7
補助金収入	9 6
基金取崩	1 2
目的積立金取崩	8 5
合 計	1, 5 6 7
支出	
業務費	1, 3 8 6
教育研究経費	2 2 2
人件費	1, 0 4 2
一般管理費	1 2 2
施設・設備整備費	1 1 3
受託研究費等	4 9
基金積立	9
運営調整積立金	0
予備費	1 0
合 計	1, 5 6 7

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

（1）運営費交付金

大学を設置し管理するための経費として、上田市の普通交付税の算定額・見通額による。ただし各事業年度の運営費交付金の額は上田市の予算編成過程において、予算計上される。

（2）授業料等及び入学検定料収入

授業料については、退学除籍者等を除く 1,426 名で積算し、入学金については 378 名（圏域 20% 圏外 80%）、入学検定料については 1,839 名で積算した。

（3）雑収入

キャリア特別コース受講料、大学入学共通テスト実施手数料、間接経費、資産運用収入等を積算した。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入

水産資源調査・評価推進研究JV構成員分、上田市まちなかキャンパス委託、坂城町の受託事業を積算した。

(5) 補助金収入

上田市からの補助金等を積算した。

(6) 基金取崩

長野大学未来創造基金(学生支援事業、教育研究支援事業、地域貢献事業)分の取崩額を積算した。

(7) 目的積立金取崩

目的積立金の取崩額を積算した。

(8) 教育研究経費及び一般管理費

各業務経費について、年度計画により積算した。重点経費として理工系学部設置と既存学部再編に係るコンサルタント経費を積算した。

(9) 人件費

給料表のベースアップと定期昇給分を積算し、大学院開設と学部再編に伴う教職員の増、専門職員、臨時職員、非常勤講師の待遇改善、淡水生物学研究所にかかる人件費を積算した。

(10) 施設設備整備費

計画に基づき施設設備整備費を積算した。

(11) 基金積立

雑収入と寄附金収入のうち、長野大学未来創造基金への積立を積算した。

(12) 運営調整積立金

上田市からの経営努力認定を積み立てる。

2 収支計画（令和３年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	1, 5 1 0
業務費	1, 3 1 1
教育研究経費	2 2 0
受託事業研究費等	4 9
人件費	1, 0 4 2
一般管理費	1 2 4
減価償却費（出資された建物・図書除く）	6 5
予備費	1 0
収益の部	
経常収益	1, 5 1 0
運営費交付金収益	2 7 7
授業料収益	8 3 3
入学金収益	1 4 9
検定料収益	3 2
受託研究等収益	4 9
寄附金収益	1 2
補助金等収益	9 6
財務収益	0
雑益	2 1
資産見返戻入	4 1
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和3年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1, 5 3 7
業務活動による支出	1, 4 2 4
投資活動による支出	9 0
財務活動による支出	2 3
次年度への繰越金	0
資金収入	1, 5 3 7
業務活動による収入	1, 4 6 8
運営費交付金による収入	2 7 7
授業料等及び入学検定料による収入	1, 0 1 8
受託研究等による収入	4 9
寄附金による収入	7
補助金による収入	9 6
その他の収入	2 1
投資活動による収入	2
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	6 7

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

2 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、上田市から経営努力認定を受け教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てるために積み立てる。

第11 施設・設備に関する計画

中長期的な施設設備計画のキャンパスマスタープランに基づく計画的な施設整備を具体化する。

第 1 2 人事に関する計画

人件費の抑制を念頭に置き、中長期的な職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取り組みを行う。

第 1 3 積立金の使途

教育研究等の向上に必要な事業へ充当する。

第 1 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし